

京都市告示第 16 号

京都市国民健康保険条例第 14 条第 1 項、第 14 条の 7 第 1 項及び第 15 条第 1 項に規定する保険料率は、次のとおりとし、平成 22 年 4 月 1 日から適用します。

平成 22 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

1 第 14 条第 1 項に規定する保険料率（基礎賦課額）

(1) 所得割 100 分の 8.14

(2) 被保険者均等割 26,440 円

(3) 世帯別平等割

ア イに掲げる世帯以外の世帯 19,420 円

イ 第 14 条第 1 項第 3 号に規定する特定世帯 9,710 円

2 第 14 条の 7 第 1 項に規定する保険料率（後期高齢者支援金等賦課額）

(1) 所得割 100 分の 2.70

(2) 被保険者均等割 8,270 円

(3) 世帯別平等割

ア イに掲げる世帯以外の世帯 6,070 円

イ 第 14 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する特定世帯 3,040 円

3 第 15 条第 1 項に規定する保険料率（介護納付金賦課額）

(1) 所得割 100 分の 2.58

(2) 被保険者均等割 9,060 円

(3) 世帯別平等割 4,880 円